ひろせＮＥＷＳ

平成３０年9月１９日

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

事業承継税制の適用の前に

事業承継税制の特例が創設され、適用を検討する会社も増えてきています。
事前に注意する必要がある点として以下のことが挙げられます。

〇株式の保有状況を確認する
特例の適用のためには、
・先代経営者が筆頭株主であったこと
・後継者が贈与を受けた後、筆頭株主となること
といったような細かな要件が定められています。

まずは現状で特例を受けることが可能かどうかを確認する必要があります。
現状のままでは難しいようであれば、要件に合うように事前に株式を売買、贈与したり、
後継者を複数定めたりするなどの工夫が必要となります。

〇適用前に株価を下げることができるか検討する
今回の特例がいくら利用しやすくなったとはいえ、納税猶予が打ち切りとなるリスクはあります。
万が一そのような事態になってしまった時に備えて、特例を受ける前の株価をなるべく下げておく
ことも相続税対策の一つとなります。

・役員退職金の支給
・法人で不動産を購入

一般的にこれらを実行することで法人の株価は下がるケースが多いです。
上記のような予定があるようであれば、特例の適用を少し遅らせるといった方法も検討できるかもしれません。

今回の特例は適用後、基本的には後継者の方に相続が発生するまでの長期間、付き合っていく必要がある制度です。
それまでの間には予期せぬ事態が起こるかもしれません。そういった時のリスクができるだけ小さくなるように、最初の準備が非常に大切です。

文責　経営支援部第3課　資産税グループ　マネージャー　中屋　拓実